

重要事項説明書

武蔵境すみれ学童クラブ

武蔵境すみれ学童クラブ 重要事項説明書

- 1 事業者 株式会社 すみれ
代表者の氏名 田中章生
法人の所在地 東京都千代田区神田錦町二丁目 5 番 16 号 名古屋ビル新館 8 階

法人の電話番号 0422-28-4775 (本社事務所)

定款に定めた事業 ①保育所の経営

②学習教室の経営

③労働者派遣事業

④介護関連サービス

⑤前各号に付帯する一切の業務

設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令をうけたことがない。

2 事業の理念、目的及び運営の方針

(理念)

子どもにとって、学童クラブが安心して過ごせる遊び及び生活の場となるよう、育成支援を推進する。

(目的)

武蔵境すみれ学童クラブは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 1 事業者は保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。
- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行う。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努める。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行う。

3 学童保育所の概要

(事業所の名称) 武蔵境すみれ学童クラブ TEL 0422-38-8065

(所在地) 東京都武蔵野市境一丁目 17 番 16 号 グレースフラット境 3 階

4 開所日・開所時間及び休所日

(開所日及び開所時間)

開所日：日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

土曜日（利用者の希望がない土曜日）を除く日

開所時間：小学校の授業日 下校時から 19 時

小学校の授業の休業日（土曜以外）8 時～19 時

* 事業所は、特に必要と認めた時は、規程にかかわらず、臨時に開所日に閉所（感染症等）もしくは閉所日に開所（行事等）又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

5 定員等

(定員) 35 人

(対象) 小学1年生～6年生

6 料金

(利用料)

①入会金 10,000 円

②基本料金 14,000 円/月

③昼食代 550 円/1食

④スポット料金 5,000 円/1日

⑤その他：独自のサービス ダンス、造形、ピアノは別途料金

ヒップホップダンス・造形 3,300 円/月

ピアノ 4,400 円/月

7 支払い方法

(利用料の支払い)

1. 前条①については振込で支払います。
2. ②⑤の料金については、保護者は契約通りの利用料を前月 27 日までに口座振替又は振込で支払います。
3. 前条③④の料金について、事業者は翌月 5 日までに保護者に請求し、保護者は請求のあった月の 27 日までに事業者へ振込又は現金の方法で支払います。
4. 月の途中で入退所する場合、前条②の利用料は、在籍日数に応じ日割り計算金を算定します。
5. 事業者は、保護者から料金の支払いを受けた時は、利用者から請求があれば領収書を発行します。

8 施設の概要

(面積)

教室 ①22.36 m² ②30.61 m² ③22.57 m² ④33.51 m² 習い事教室

⑤16.91 m² ホール ⑥誰でもトイレ 4.8 m² 男子トイレ 3.53 m²

女子トイレ 5.62 m² ⑦事務室 6.8 m² ⑧避難通路 3.44 m²

その他階段 29.37 m² 計 179.52 m²

9 職員体制

(職員の種類、員数)

①放課後児童支援員 3 人

②補助員 3 人

10 通常事業の実施地域

武蔵野市立第二小学校 武蔵野市立境南小学校

ただし、これを越えて利用することができる。

11 利用に関する事項及び留意事項

(事業の利用に当たっての留意事項)

1. 利用者が欠席する場合は、保護者は電話その他の連絡方法により事務所に届け出ること。
2. 感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められる場合は事業者は利用者に対して家庭での看護をお願いする。

12 緊急時の対応方法

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 1 支援中に容態の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お引き取りをお願い致します。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、児童の安全を最優先させ、当学童クラブが責任を持って受診する等のしかるべき対処を行いますので予めご了承ください。
 - *救急隊 管轄消防署名 武蔵野消防署 境出張所
住所 武蔵野市境 2-4-2 電話 0422-30-0119
 - *警察署 管轄警察署名 武蔵野警察署
住所 武蔵野市中町 2-1-2 電話 0422-55-0110

13 非常災害時の対策

避難消火訓練 月 1 回火災、地震を想定した避難消火訓練を実施
防災設備 自動火災報知機 誘導灯 消火器
避難場所 武蔵野市立第六中学校
住所 武蔵野市境 3-20-10

14 支援内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者 放課後児童支援員 職員
相談・苦情解決責任者 施設長

15 賠償責任保険の加入

損保ジャパン株式会社

16 個人情報の保護

職員はその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

16 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者及び職員は、利用者に対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他該当利用者の心身に有害な影響を与える行為を行わない。

17 その他運営に関する重要事項

- 1 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を設ける。
- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、保存するものとする。
- 3 運営に関する重要事項は必要に応じて、保護者に周知するものとする。

18 行事計画

(年間行事予定)

4 月 入会オリエンテーション
7 月～8 月 長期休み中にイベント クッキング
9 月 引き取り訓練
10 月 ハロウィンパーティー
11 月 クッキング
12 月 クリスマス
2 月 節分
3 月 お別れイベント
その他 毎月 1 回 お誕生日会 避難消火訓練を実施

19 個人情報の取り扱い

1. 保護者より、口頭もしくは文書により提供を受けた個人情報、また日々の保育を通して得た個人情報を、「児童福祉法」および厚生労働省「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。
2. 保護者の同意がない限り、個人情報を第三者に提供しません。ただし、以下は除く(法令に基づく場合・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき・公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難な場合・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の追行に支障を及ぼすおそれがある場合)
3. 当園が保有する個人情報について、個人情報保護法に基づく開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止または利用目的の通知にかかるご本人からのご請求があった場合には、ご請求いただいた方が、保護者であることを確認の上、個人情報保護法に従い、適切に対応いたします。
4. 利用する個人情報を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏洩(ろうえい)減失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを覗き、确实かつ速やかに消去するものとします。